『住民と自治』(通巻676号)8月号付録　2019 年8月1日発行　自治体研究社

とちぎの地域と自治

とちぎ地域・自治研究所　所報　第199号

〒3210218 壬生町落合 1-15-5 ﾎﾟﾗｰﾉ･どんぐり 103 号　TEL/FAX 0282(83)5060
メール：support@tochigi-jichiken.jp　ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ：http://tochigi-jichiken.jp
郵便振替　00170-7-251641　とちぎ地域・自治研究所

○ 新理事就任あいさつ ---------- 1
○ 栃木県の地域経済の動向と課題(下)　太田　正 ---------- 5

【再掲】「とちぎの地域と自治」200 号記念投稿のお願い

所報「とちぎの地域と自治」は、９月１日発行で 200 号を迎えます。2002 年 11 月の第１号は「とちぎの自治研」として、第 11 号からは「とちぎの地域と自治」となり、当初は隔月でしたが、第 12 号以降は原則毎月発行してきました。会員の皆様に支えられながら、講演等の内容紹介をメインに研究所及び会員の活動状況や県内外の地方自治をめぐる動向など、少ない記事数ながら続けてきました。

先の第 18 回定期総会の事業計画では**「200 号となる９月１日発行の所報は特集号として編集する」**こととしました。そのため、今回、**200 号を記念する投稿を広く会員の皆様にお願いする次第です。研究所の役割、期待、最近の活動状況など内容は自由です。分量は 500 字程度、締め切りは８月 15 日です。**研究所あてのメール・ＦＡＸ（できれば Word 等のファイルで）で送付いただくようお願いいたします。

とちぎ地域・自治研究所理事就任あいさつ

６月２日の総会で新たに理事に選任された皆様からの就任あいさつです。

■　三 橋 伸 夫（宇都宮大学名誉教授）

今年度とちぎ地域・自治研究所の理事に就任予定しました三橋です。2017 年３月に宇都宮大学を定年で退職し、現在は NPO 法人とちぎ協働デザインリーグ理事長（同法人が栃木県から管理運営を受託している「とちぎボランティアＮＰＯセンター」所長を兼務）、宇都宮市総合政策部政策審議室内「うつのみや市政研究センター」所長などを務めています。

私は「住民と自治」との付き合いは長く、まだ大学院生であった 1975（昭和 50）年に神奈川自治体問題研究所（当時事務局長は

川妻さん）にお世話になったことが契機です。川崎市郊外の公団住宅団地開発をテーマにフィールド調査をしていた時です。その後、大学院に在籍のまま農林省（当時）の外郭団体であった「農村生活総合研究センター」研究員として、農家生活、農家住宅や農村生活環境をめぐるテーマで全国の農村地域でフィールドワークを始めました。1990 年に宇都宮大学工学部（建設学科）に赴任し、以来、栃木県内のまちづくり、村づくりにも関わってきました。大学では建築を教えましたが、研究分野は主に農村計画です。

農村生活総合研究センター当時から、ワークショップなど住民参加にもとづいて計画づくりを行い、住民の方々の主体性を高めつつ質の高い生活環境の整備に取り組むことに関心を深めていたことから、大学に移ってからも研究室の学生たちとまちづくり、むらづくりの支援をしてきました。主なものを挙げてみると、那須塩原市稲村コミュニティ公園、日光市野門家康の湯（温泉施設）、栃木市星野地区むらづくり（星野地層探検館など）、塩谷町旧熊ノ木小学校活用計画、日光市小代行川庵（農村レストラン）、上三川町いきいきプラザ（総合保健福祉センター）、近年では、那須烏山市大木須の古民家再生（ホタルの里の古民家おおぎす）、大田原市須賀川地区の黒羽茶をめぐるむらづくり、鹿沼市西大芦地区の旧西大芦小学校活用計画、などがあります。

県内市町の策定計画について言えば、景観計画、グリーンツーリズム推進計画、農村環境計画、緑の基本計画、都市計画マスタープラン、近年では、公共施設等総合管理計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略、歴史文化基本構想などがあります。また、2008 年の下野市における市庁舎整備基本構想の策定を嚆矢とする県内９市町の庁舎整備にも関わりました。

これまで地域コミュニティの住民、住民団体とともに地域づくりに関わり、栃木県および県内市町の行政職員の方々には地域コミュニティとのつなぎ役としてお世話になってきました。とちぎ地域･自治研究所の理事として、今後は主にこうしたまちづくり・むらづくりの第一線で活躍される行政職員の方々に対して、関わっておられる取組について何らかの支援ができればと考えています。地域が抱える問題は従来よりも複雑化、多様化しており、先を見通せないものが増えてきているように感じます。さらに、地方分権が進展してきたとはいえ財源（税源）の委譲が十分ではなく、県・市町の行政には国からのさまざまな関与なども多いようです。そうした制約の下ではありますが、他方、地域コミュニティやNPO、さらには企業などと連携して成果を上げているところもあります。こうした行政の外側に地域の応援団を組織していくことは限られた人員や予算の中では必要になってきているように思われます。行政と他の地域主体との連携、協働が求められています。こうした観点から、よりよい行政的な取組が実現していくよう微力ながら研究所のお役に立てることができれば幸いです。宜しくお願いします。

■　野 村 和 史（農民運動栃木県連合会事務局長）

この度、この度、新理事の一員となりました農民運動栃木県連合会（略称：栃木農民連）事務局長の野村和史です。微力ではありますが、農業と農民を取り巻く厳しい現実をどう打開していくか、ご意見も伺いながらいろいろな課題にとりくんでいきたいと思います。

例えば、輸入小麦（主にカナダ産・アメ

リカ産）を使った製品（小麦粉・パスタ・食パンなど）から残留除草剤グリホサートが検出されています。今のところ、国産小麦や海外産でも有機であれば製品からは検出されていません。原因は、カナダやアメリカでは農業の大規模化・省力化の拡大でプレハーベスト処理が有効であるとされていることが挙げられます。実際に健康被害も報告されています。私たちの日常の食生活や、子どもたちが食べる学校給食ともかかわりが強い事がらです。

食の安全の視点からみれば、現在 38%の食料自給率を早い時期に 50%に引き上げることは、食の安全のレベルをそれだけ引き上げることにもつながります。

とりわけ、子どもたちの栄養摂取にとって学校給食の果たす役割は大きなものがあります。保護者の経済的負担の軽減と合わせて、安全な食べものを提供することが行政や農業関係者の役割でもあります。

学校給食を通じて、栃木でも日本でも農業と農民が必要なんだという世論を醸成しつつ、農業の発展・農家経営の向上にもつなげていきたいと思います。

以上のような視点で取り組んでいきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

■　白 石 幹 男（栃木市議会議員）

初めまして、この度、とちぎ地域･自治研究所の新理事に選任されました日本共産党栃木市議団の白石です。合併前の旧栃木市時代を含めますと、５期目、１７年目を迎えました。政治信条は「住民こそ主人公」です。昨年の市議選では、合併後の新栃木市で日本共産党は初めて２議席を確保することができ、議会内での発言力が増してきていると感じています。

さて、栃木市は平成の大合併で１市５町が合併し、人口は１６万人余りとなりました。その合併は、２０１０年３月に栃木市、大平町、藤岡町、都賀町の１市３町が合併、その後、２０１１年１０月に西方町が合併、２０１４年４月に岩舟町が合併するという変則的な変遷をたどりました。合併後の状況は、合併協議の中で心配する声が上がっていた「周辺部が寂れるのではないか」ということが現実的になってきています。合併当初、周辺部が寂れるという声を払拭するために「総合支所方式」「地域自治制度」を採用しましたが、現在は形がい化し、総合支所の職員数は４分の１程度まで減少し、総合支所とは言えない状況になっています。地域自治制度も本来の役割とは程遠く、行政の下請け機関となりつつあり、少子高齢化、人口減少の影響もあり、周辺部はますます寂れていくという状況になっています。このような状況の中で、栃木市政はどうかといいますと、政府の方針を忠実に実行していくという姿勢です。その代表的なものがコンパクトシティ化です。市中心部を開発し、新たな公共施設の建設を進める一方で、周辺部については、総合支所の複合化と称し、公共施設の統廃合、縮小を進めています。これでは、地域間の格差が広がることは明らかです。

少子高齢化、人口減少が進む中で、子育て支援、高齢者対策をどのように構築していくのか、また、どの地域に住んでいても安心して住み続けられる地域をどのようにつくっていくのかが今後の課題です。このような課題は全国共通の課題だと思います。市民、国民の立場で解決策を見出していくには、議会のチェック機能の強化、議員力の強化が必要ではないでしょうか。こ

のような点で、自治体問題研究所、とちぎ地域･自治研究所の果たす役割は重要と考えています。新理事として、微力ではありますが、とちぎ地域･自治研究所の発展、強化のために力を尽くしたいと考えていますので、よろしくお願いします。

■　内 海 まさかず（栃木市議会議員）

この度、理事に就任いたしました栃木市議会議員の内海まさかずと申します。少し自己紹介をさせて頂きたいと思います。

私は市民運動出身の議員です。特に環境問題、人権問題に対し活動を行ってきました。30 歳までは会社員をし安定した生活を送ってきましたが、30 歳を期に会社を辞め、１８，９歳の頃したかったバックパックの旅に出ました。主にアジアそして北米を 1 年数か月ほどかけてまわり、栃木県、旧馬頭町に帰ってきました。しばらく馬頭町のバンビ（万微）農園という有機農場にお世話になりました。当初は2、3か月、日本の生活にリハビリをして、東京に出て働こうと思っていました。

私がこの農場にお世話になっていた頃、馬頭町で県営産廃処分場問題が起こりました。この問題は過去に不法投棄された産廃を処分するために、その処理費用が賄える巨大な産廃処分場を作ってそこに処分しようという、現地住民にとっては踏んだり蹴ったりな計画でした。それを行政（栃木県）が進めていることに怒りを覚え、反対運動を行いました。行政は市民のためにあるはずです。しかし、現実は行政課題を遂行するためには市民を犠牲にすることを実感させられることになりました。

この時イラク戦争がありました。今にも攻撃が始まりそうな時、ヨーロッパでは 10 万人、20 万人の戦争反対のデモがあり、国が始める戦争を市民が止めることができるかもしれないとあわい光が見えました。日本でも東京でデモがありましたが、誰か宇都宮でデモを企画してくれないか、私は参加したいと思っていました。しかし、デモの情報はありませんでした。それなら自分が企画するしかないと宇都宮でイラク戦争反対のデモを企画しました。百数十名の方が参加して下さりましたが、この当時に知り合った方が私の財産となりました。

その後、ホームレスの方の支援を始め、現在でも社会的弱者の方への支援は行っています。政治のトップである首相も人間です。社会の最底辺にいるホームレスの方も同じ人間であることには変わりありません。これが私の政治的スタンスです。また、これは私個人としての生き方でもあると思っています。

自治研では何でも、皆さまと一緒により良い行政、政治、社会を作って行きたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

■　小 野 曜 子（那須町議会議員）

新しく理事に加えさせていただきました小野曜子です。

那須町で町議会議員に送り出していただいてから、４年と５か月となります。64 歳です。議員になる前は４年間、自宅で介護をしていました。その前の４年間は那須塩原市の特養ホームなどで介護の仕事をしていました。

政治、経済、地方自治体のこと、運動論など自治研の先輩のみなさんに学ばせてい

ただいて、なんとか議員を続けさせていただいていると言っても過言ではないくらい、私には必要不可欠な存在が自治研です。（笑）

那須町では原発事故による除染除去土壌の埋立実証事業のこと、指定廃棄物の暫定集約集約問題や、事業区域が３７ha ものメガソーラー建設による自然、景観破壊の懸念からの計画反対運動など、情報収集をはじめとした難しい、新しい住民運動の課題も存在していて、先輩や専門家の方がたに助けていただくことが多々あり、感謝しています。

この４年余ではまた自治研でも大きく取り上げている学校給食の無料化については、那須町でも町内のみなさんと一緒に私の公約にも掲げ、取り組んでいたところ、昨年の町長選で二人の候補の両方が公約で「学校給食無料化」を掲げた、という驚きの一大事がありました。結果は「段階を踏んでの実施」との断り付きですが「完全無料化」を掲げた候補が「第二子からの無料化」を掲げた候補を押さえて当選しました。しかし、その平山町政は一年以上たってもコメ代の無料化（ひと月約３～４百円）しか実施していません。町民は落胆しています。ますます私たちの出番でもあります。

政治は動いていることがわかる毎日です。やりがいを感じます。小さな町、しかし私にとっては一番大切な町で、これからの日々も元気にやっていくために自治研でおおいに学ばせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

とちぎ地域・自治研究所第１８回定期総会記念講演（2019. 6. 2）

栃木県の地域経済の動向と課題(下)

太 田　正（とちぎ地域･自治研究所理事長、作新学院大学名誉教授）

※ 図表は（http://tochigi-jichiken.jp/kako-event/soukai/soukai18th-kouen-shiryo.pdf）を参照ください。

目　次

はじめに
1 県民の「暮らし向き」と景気回復の実態
2 景気をめぐる相反する２つの指標と政府見解
3 国内外経済に暗い影を落とす米中貿易戦争の深層
4 消費低迷の最大要因はマイナス賃金
5 栃木県経済の景気動向と今後の見通し
6 県民所得における企業所得と雇用者所得
7 県内立地企業の特徴
8 シャープの撤退と企業誘致合戦　（以上、前号）
9 大企業依存のトリクルダウンから自立した循環型地域経済へ　（以上、本号）
10 栃木県の地域経済循環と産業構成の現状と課題
11 宇都宮市の地域経済循環の現状と課題
12 小山市の地域経済循環の現状と課題
13 塩谷町の地域経済循環の現状と課題
14 茂木町の地域経済循環の現状と課題
おわりに　循環型地域経済の創出と中小企業振興条例の取り組みに向けて

９　大企業依存のトリクルダウンから自立した循環型地域経済へ

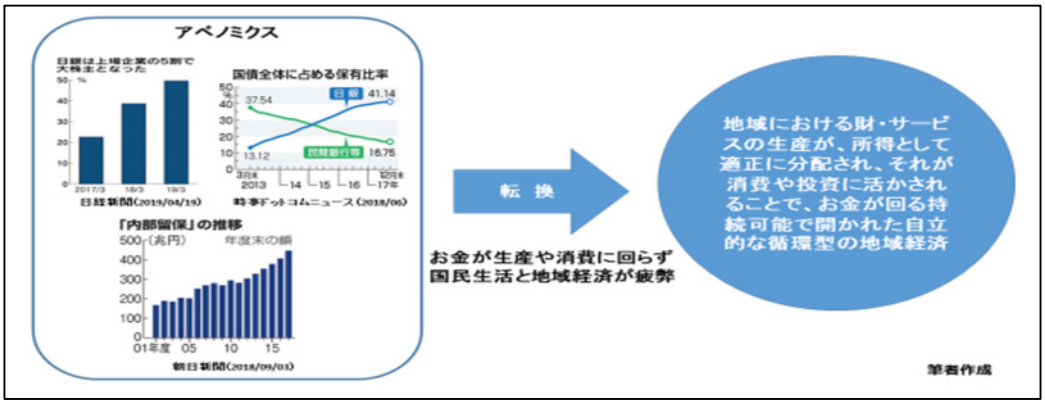

このような状況の中で、改めてどのような地域経済を目指すのか、ということを話していきたいと思います。アベノミクスが結局どういう結果を招いたかといえば、驚くなかれ日銀は上場企業の 5 割で大株主になっていて、また国債の約半分近くを保有しています。その一方で、そうしたジャブジャブの状態でお金が供給されて、それがどこに行っているかというと企業の内部留保という形で蓄えられていて、ちゃんとお金が生産や消費に回らないまま国民生活と地域経済が疲弊しているというのが現実だと思います。こういう現状は変えなければいけません。どのように変えていくかというと、地域において財・サービスの生産が所得として適正に分配されて、それが消費とか投資に活かされることで、お金が回る持続可能で開かれた自立的な循環型の地域経済を目指すべきだということになるかと思います。

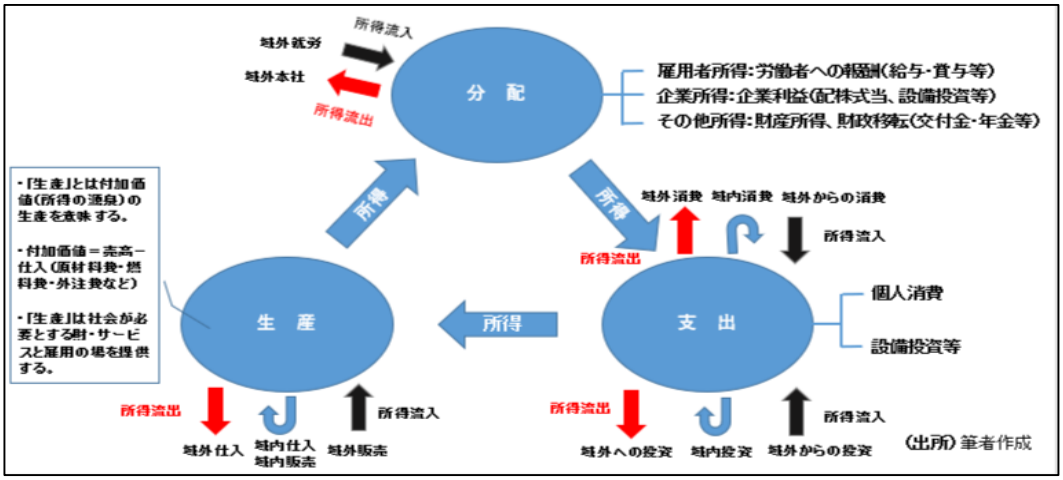

こうした地域経済の循環構造を図で示すと上図のようになります。地域経済は、「生産」「分配」「支出」という三つの局面で構成されています。生産は先程申し上げましたように、付加価値の生産を意味しています。つまり、財やサービスを生産し提供することによって新たな富（価値）をつくり出していくことになります。製造業の場合でいえば、製造に必要な原材料とか燃料の調達といったものがあり、売上額からそれら仕入れの費用を控除したものが新たに生み出された付加価値になります。その際に、どこから仕入れどこへ販売するのか、地域内か地域外かということが大きなテーマと

なります。これによって地域からお金が流出していくのか、逆に他地域から流入することになるのかが決まります。結局、モノを作っても原材料等を地域外から購入したということになると、そこにお金を支払わなければなりませんから、その分だけ富が地域外に流出することになります。

そのようにして生産・販売して得られたものが付加価値（所得）ですが、その所得は 3 つに分配されます。一つは「雇用者所得」ということで、働いている人に対する給与・賞与等の報酬として分配されます。もう一方は「企業所得」で、企業の利益ということで配当金だとか役員報酬とか或いは設備投資などに回されます。それ以外は「その他所得」として、「財産所得」と「財政移転」といいますが国からの補助金とか年金などに分かれます。こうした 3 つに分配されていくわけですが、企業所得でも地元の企業であれば、地域内に蓄えられることになりますが、本社が地域外であればそこに吸い上げられて流出していくことになります。一方、雇用者所得について見てみると、例えば宇都宮市以外から宇都宮市に働きに出ている（通勤している）方が結構いると思います。そうすると宇都宮市という地域の中で働いて所得を得るわけですけが、その所得は自分が住んでいる地域に持ち帰るわけです。その地域では雇用者所得が地域外からもたらされるということになります。これは一面では地域外からお金が流入することになるのでよいといえますが、見方を変えるとその分だけ他の地域の経済に依存しているということも示していることになります。

そうした所得は「支出」されていくことになりますが、「個人消費」と「設備投資」に分けて考えることができます。個人消費の場合も、地域内でショッピングするのかそれとも地域外から買ってくるのか、域外から買ってくるとその分だけ地域外に所得が流出することになります。ただ、個人消費には医療や介護なども含まれますので、買い物ばかりではありません。逆に観光の場合のように地域外から来てくれて、宿泊や飲食をしたりお土産として地域の物品を買ってもらえると地域外からの消費ということで、その分は外から入ってくることになります。設備投資も同じです。地域外に投資をするということになれば、その分だけお金が流出しますし、逆に地域外から栃木県に工場を建てるとかして地域内に投資をすると、外からお金が入ってくるという出入りが必ずあるわけです。

このような循環構造の中で気をつけなければいけないのは、いかに稼ぐかということも重要ですが、いかに外部流出を防ぐかということもそれ以上に重要だということです。

１０　栃木県の地域経済循環と産業構成の現状と課題

この図は「RESAS」を使って栃木県経済全体の循環を見たものです。RESAS というのは地域経済分析システムといい、環境省と経済産業省が立ち上げたものです。主に自治体や大学などを対象に普及を進めてきているものですが、もともとは地方創生事業で地方に「総合戦略」を作らせる際のツールとして開発されたものです。さきほどデータの重要性を指摘しましたが、これは政府・自治体が管理するビックデータやデータベースを公開するオープンデータといわれる取り組みの一環です。地方創生事業自体は、莫大な補助金がばら撒かれ全国的に金太郎飴のような計画ができて、首都圏のコンサルを潤わせただけとなりましたが、多少なりとも評価できるものがあるとすれば、この RESAS ぐらいです。

図を見ると、「生産」の付加価値では、7 兆 8550 億円が所得として分配されています。

そして「雇用者所得」のところで、矢印

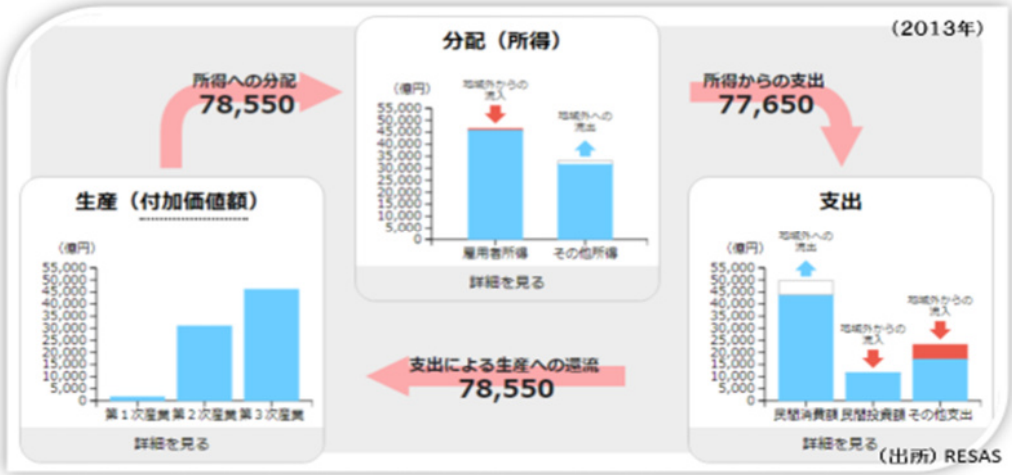

で地域外から流入していることが示されていますが、これは県外で働いて稼いだ所得が県内に持ち込まれていることを表しています。ただ、県外から働きに来ている人もいますので、両者が相殺された結果としての所得流入（流入超過）といえます。逆に「その他所得」では県外への流出が見られます。これには「企業所得」や年金などの社会保障給付を含む「財政移転」が含まれていますので、これが流出超過ということは、本社が県内にある企業の所得や財政移転で入ってくる所得の大きさより、企業の本社が県外にあってそこに吸い上げられる所得の大きさの方が大きいことを示しています。

それからお金（所得）を使う「支出」について、「民間消費」は基本的には個人消費ですが、これが県外への流出超過となっていることが示されています。県外から来る人も含め県内で消費するよりも県外での消費の方が多いことになります。逆に「民間投資」では、県内から県外への投資よりも県外から県内に投資される方が大きい流入超過が示されていますので、企業誘致の効果による流入超過といえるでしょう。「その他支出」も県外からの流入超過が示されていますが、これは公共支出と地域内産業による「移出マイナス移入」で構成されますので、これが流入超過ということは移入よりも移出が大きい移出超過となっていることを意味しています。栃木県の特徴である製造業を中心に県外への出荷が大きいという「ものづくり県」を表していることになります

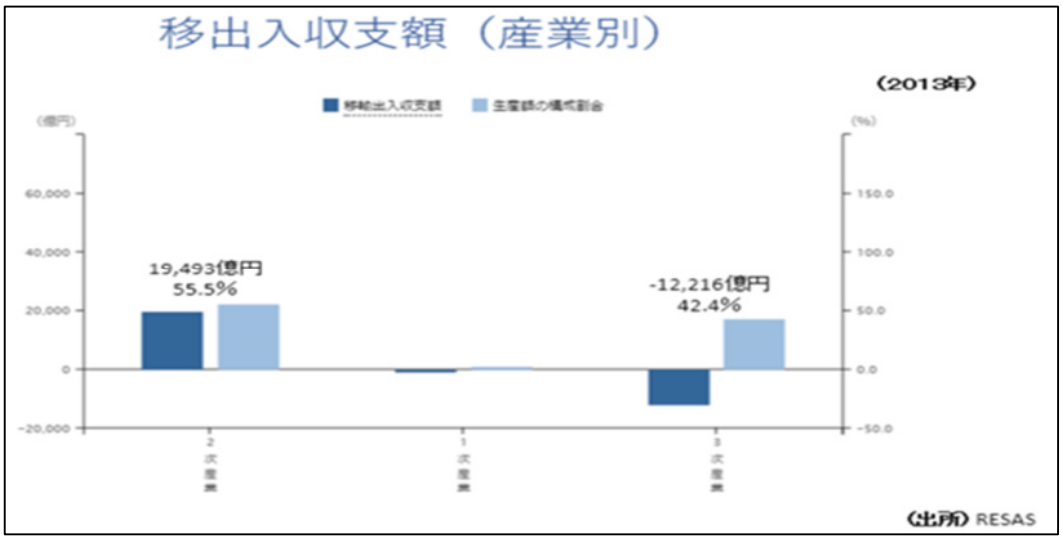

ここで、さらに移出入収支額（産業別）を見てみたいと思います。国の場合は「輸入」と「輸出」といいますが、地域経済では「移入」と「移出」と呼ばれます。この両者の収支結果が移出入収支額となり、これがプラスなのか、マイナスなのか、その金額はいくらかといったことが重要になります。図に示されているように、移出入収支額を栃木県全体の産業別で見てみますと、全体の約 4 割強を占める小売などの 3 次産業で移入超過（流出超過）が大きいということが分かります。1 兆 2216 億円のマイナスとなっており、県外からの購入に充てられていることを示しています。これに対して、全体の 55%を占める製造業の 2 次産業では、1 兆 9493 億円のプラスとなっていて、逆に約2兆円もの移出超過、つまり流入超過となっています。まさに「ものづくり県」といってよいと思いますが、これ（2 兆円）が県内にどのように還流しているのかが問われます。

以上の分析の基礎になる栃木県の産業構成（企業数、従業員数、売上高、付加価値生産額）を鳥瞰しておきたいと思います。まず、栃木県の産業構成を企業数で見ると、「卸売業、小売業」それから「建設業」そして「宿泊、飲食サービス業」、次に「製造業」という順番で、何か「モノづくり県」といいながら結構違うという印象を受けるかと思います。しかし、これを従業者数でみると、「製造業」が一番大きく、その次に「卸売業、小売業」、そして「医療、福祉」、更には「宿泊、飲食サービス業」という順番に変わってきます。これを売上高で見るとまた変わります。「卸売業、小売業」、「製造業」、「建設業」、「医療、福祉」という順番になります。さらに、これを付加価値生産、すなわち売上額から仕入れ額を引いた粗利としての意味で見ると、「製造業」、「卸売業、小売業」、「医療、福祉」、「建設業」といった順番になります。ですから産業構成は、どういう側面から捉えるかによって大分違ってくるといったことが分かります。

１１　宇都宮市の地域経済循環の現状と課題

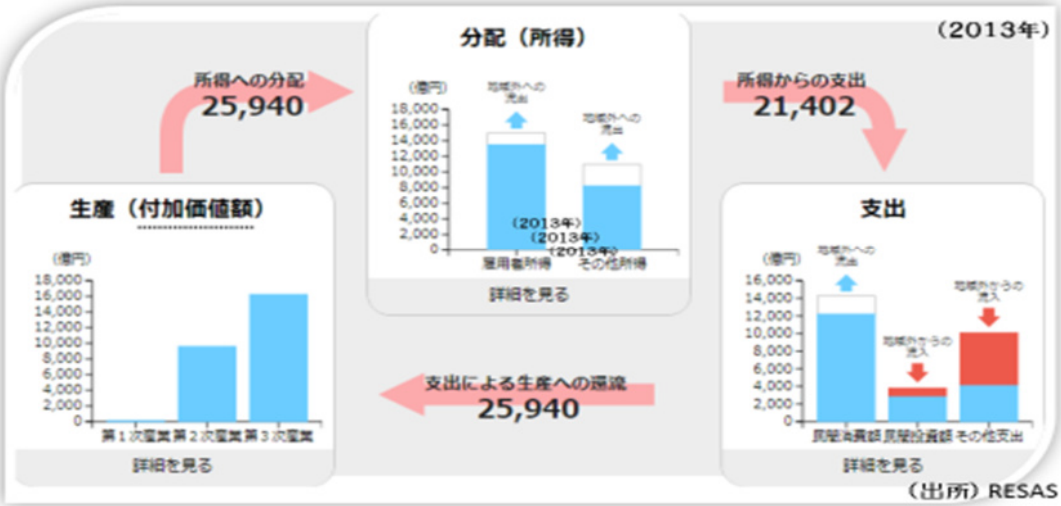

次に、県内の市町の状況を見ることにします。下の図は県都である宇都宮市の経済循環図です。宇都宮市の特徴的なものを拾い上げてみると、「分配」のところはいずれも地域外への流出超過です。宇都宮市に入ってくるよりも出ていっている方が大きいということです。雇用者所得が流出しているというのは周辺から宇都宮市に通勤してこられる方が多くおられ、宇都宮市で所得を得て居住地域に戻られることで流出しているということです。これはある面でいえば、宇都宮市自体の中心性を示しているといってもいいわけです。事実、国勢調査による 2015 年の昼夜間人口比率は 103.7 となっています。つまり、夜の居住人口よりも通勤・通学等による昼間の人口の方が多いことを示しています。1995 年時点では 107.1 もありましたので、小さくなってきていますがそれでも 1 を大きく上回っています。

もう一方の「その他所得」には企業所得が入ってきますから、これが流出超過ということは、宇都宮市内で活動している企業でも本社は東京などにあってそこに吸い上げられているということを示しています。内陸型工業団地としては構内最大規模とされる清原工業団地があって、そこには全国的な大手企業が数多く立地していますが、お金の流れから見るとこのようになっています。「支出」の方を見ると、民間消費額が地域外へ流出超過になっていますから、そういう点では消費が市内だけで完結せずに、外部から購入する形で流出しているものが結構あるということを示しています。

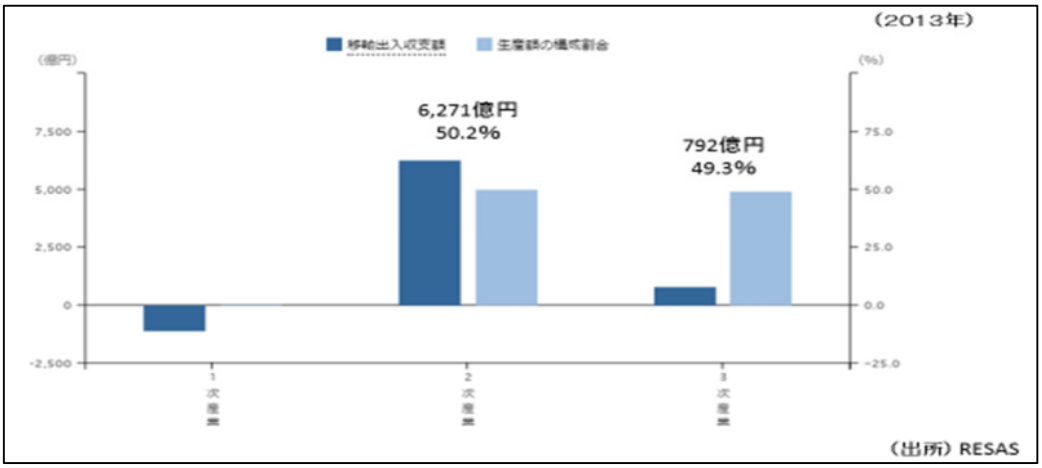

次に、宇都宮市の移出入収支額（産業別）も見ておきます。宇都宮市の場合はやはり中心都市ということで、１次産業はマイナスで移入超過ですが、2 次産業、3 次産業はいずれもプラスで移出超過となっており、域外への流出超過は見られません。とくに全体の過半を占める第２次産業の移出超過は著しいといえます。なお、第３次産業で移出超過（流入超過）となっている一方で、民間消費額が流出超過になっている関係については、第３次産業には小売など以外に卸売のほか不動産や金融、サービス業などが含まれますので、県都で北関東最大の人口集積がある中核都市であることを背景に、これら分野が貢献していると考えられます。

１２　小山市の地域経済循環の現状と課題

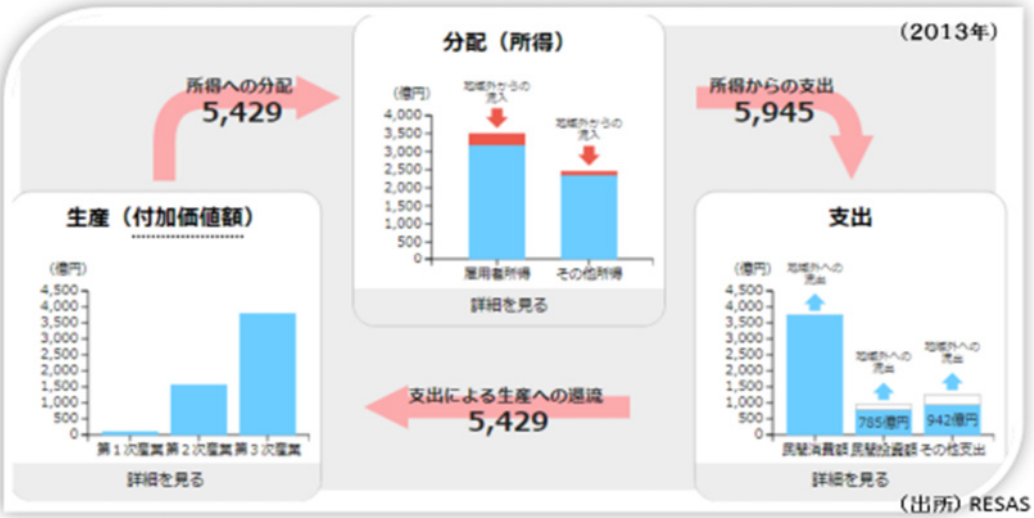

小山市の場合は、「雇用者所得」と「その他所得」の両方とも、地域外からの流入超過となっています。小山市は、県内第 2 位の人口規模（約 16.8 万人）を有する県南最大の都市ですがベットタウン的なところがあって、「雇用者所得」の流入超過についてはおそらく宇都宮市というよりは、首都圏への通勤という形で小山市に持ち帰っている所得があることを意味していると考えられます。事実、昼夜間人口比率は 1.00 ですが、従業者に限定すると流出超過になっています。また、「その他所得」については、企業所得以外に財産所得や財政移転である年金とか交付金とか補助金といったものが入ってきますから、そうしたものを含め全体として流入超過となっています。宇都宮市では両方とも流出超過となっていますが、宇都宮市と比べ雇用者所得が流入超過となっていることからすると、中心性や拠点性はそれほど高くないことを示していることになります。

「支出」については、いずれも地域外への流出超過ということで上の方に矢印が向いています。「民間消費」についてもそうですし、「民間投資」についても同様で、地域内産業の移出入収支を表す「その他支出」についてもそうなっています。お金の流れから見ますと、分配面における流入超過と併せて、支出面においても流出超過が見られますので、この点でも中心性は高くないといえるのではないかと思います。この点は、宇都宮市の県内における集積度や中心性が極めて強く、県内の都市構造が宇都宮一極集中のガリバー型になっていることの反映ともいえます。しかし、「自治体戦略 2040 構想」では、拠点性を有する中心都市による新たな圏域を設定し、そこに財源等を集中的に投入して経済的な成長を高める「圏域マネジメント」を展開しようとしています。これが実際に導入されると、さらに県内における都市間格差や地域格差が広がる危険性があります。

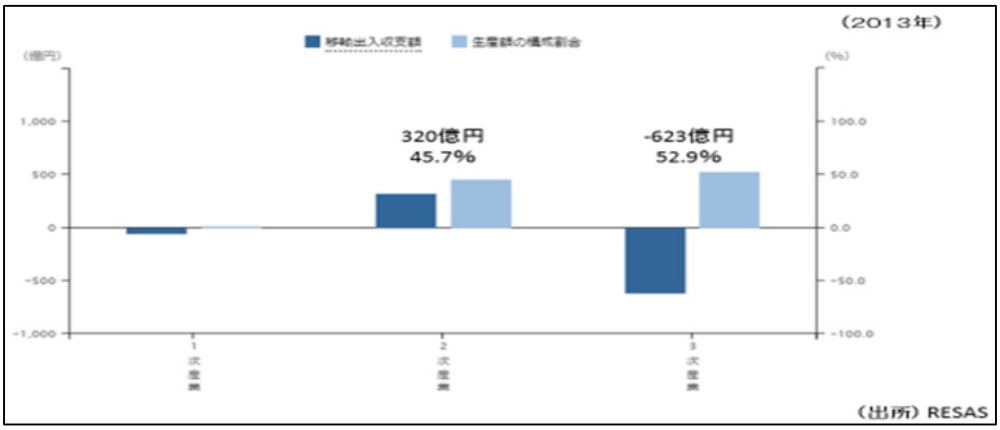

次に、小山市の移出入収支額（産業別）を見てみますと、約 45%を占める 2 次産業が移出超過（流入超過）となっていますが、約 53%を占める 3 次産業は大幅な移入超過（流出超過）となっています。小売に関する消費の流出とともに、3 次産業に含まれる広域的な経済機能の卸売や金融などが弱いことを示しているものと考えられます。

１３　塩谷町の地域経済循環の現状と課題

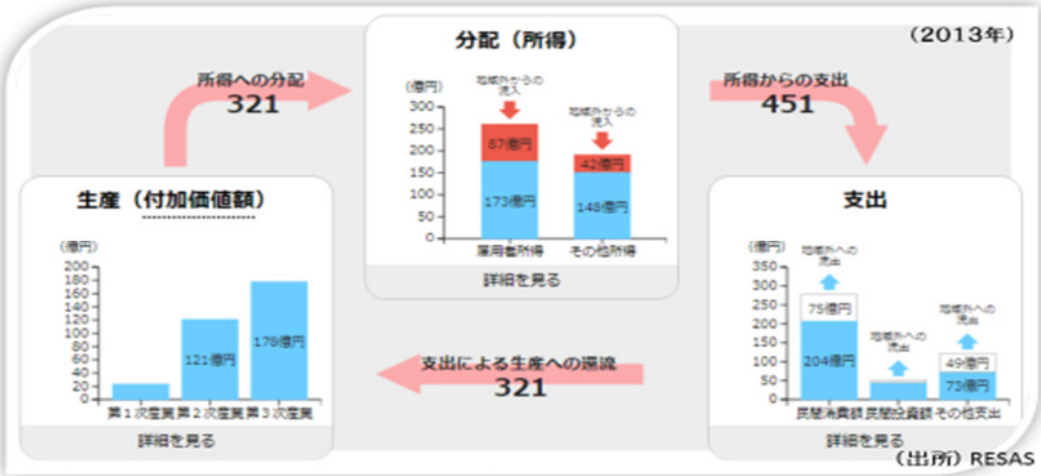

今度は人口規模がより小さい塩谷町と茂木町を見ていきます。たまたま両町の地域経済規模は、ほぼ同等（生産額：塩屋町 321 億円、茂木町 322 億円）です。市から町に対象を移すと、宇都宮市や小山市との違いが随分出てくるかと思います。特に分配面については、「雇用者所得」「その他所得」がともに大幅に流入超過となっていて、他地域や財政移転に依存する形で構成されていることが示されています。また支出面においても、「民間消費」「民間投資」「その他支出」の全てが流出超過となっていて外部に流出しているということが示されています。市と比べ小規模な町の場合には、どうしても経済的な自立性が脆弱であるのはやむ得ない傾向ではありますが、経済循環の観点からは大きな課題といえます。

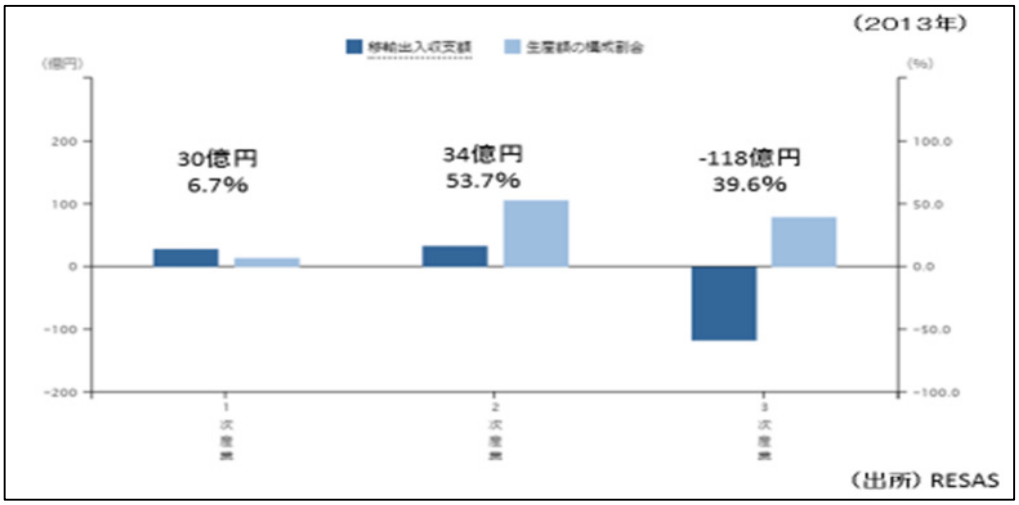

ただ、このことを「その他支出」に反映される産業別の移出入収支額でみると、合わせて全体の６割超を占める 1 次産業と 2 次産業は、ともに流入超過（移出超過）となっていて、この分野では外部に依存しているわけではありません。しかし、全体の約４割を占める 3 次産業の流出超過（移入超過）額が大きく、マイナス 118 億円に上るため、産業全体の移出入でみると、流出超過（移入超過）となるわけです。このことからすると、消費の外部依存を小さくしていくことが課題となりますが、そのために新たな商業集積を形成することは容易ではありませんので、既存の農産物直売所やスーパーについて地域住民のニーズに応じた機能強化を図るとともに、農業の 6 次産業化などを進め産業間の連携を強化していく必要があります。また、小売等の商業とは別に、高齢化を背景にした財政移転（年金、診療・介護報酬等）がもたらされることから、必要とされる医療・介護の提供体制を町内で整えることも課題になると思います。

１４　茂木町の地域経済循環の現状と課題

茂木町の場合も塩谷町と同様の傾向が見られますが、分配面を見ると塩谷町以上に外部依存の割合が高いことが分かります。ただ、支出面を見ますと民間消費のところで、流入超過（移出超過）となっていることが塩谷町との大きな違いとなっています。

これには、町内に立地する 2 つの集客施設（サーキット場を有する大型アミューズメントパークと県内トップスリーに入る人気の高い「道の駅」）が、大きく貢献していると考えられます。

しかし、前者については地元経済との関係性が問われます。もしも、閉じた関係にとどまり地元経済との連関が弱く、施設がもたらす経済的な波及効果が小さいということであれば、地域経済循環としては課題を残すことになります。

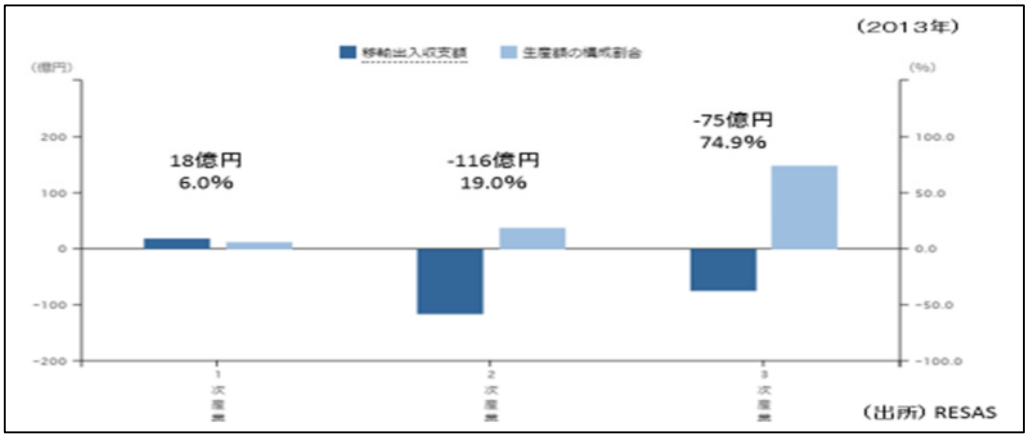

さらに、茂木町の移出入収支額（産業別）を見てみますと、2 次産業、3 次産業ともにマイナス（移入超過）となっています。先に見た民間消費では流入超過でしたが、関連性が強い 3 次産業の移出入収支でマイナス（移入超過）になっています。これはどう理解すればよいのでしょうか。一つは、観光関連の消費以上に町民の日常的な小売消費の外部依存が大きいという可能性です。もう一つは、3 次産業に含まれる医療・介護などの消費が外部依存となっている可能性です。こうした可能性を踏まえ、より詳細な調査分析と対応策が求められます。

おわりに　循環型地域経済の創出と中小企業振興条例の取り組みに向けて

お金が地域で回っていく循環型の自立的で持続可能な地域経済をどう創っていくかが求められるわけですが、そのために鍵となるのはその担い手となる様々な経済的な主体をどう活性化させ、持続可能な存在にしていくのかということだろうと思います。そうすると、やはり中小企業の役割といったものが非常に大きいとえます。中小企業であれば基本的に地元の企業が多いわけなので、本社が県外にある大手企業のように企業所得が外部に流出することもありませんし、農業の 6 次産業化のように地域内で相互に連携することも実現し易いと考えられます。そうしたものが、行政による支援を含め商品開発や販路開拓を地域ぐるみで行い、そこで生産されたモノやサービス（医療・介護を含む）を地域の内外に提供していくことができれば、外からの所得の確保も可能となるのではないかと思います。

栃木県は、2015 年に県の中小企業振興条例を制定し、県として地域経済或いは県経済を支える担い手として、中小企業の育成強化を図ろうとしています。また、これと前後して県内の各自治体でも、下表に示すようにそれぞれ中小企業振興条例を制定しています。

県内における中小企業振興条例の制定状況

栃木県	栃木県中小企業・小規模企業の振興に関する条例	2015年
足利市	足利市中小企業及び小規模企業振興条例	1975年
栃木市	栃木市中小企業・小規模企業の振興に関する条例	2017年
佐野市	佐野市中小企業及び小企業振興条例	2018年
日光市	日光市中小企業・小規模企業振興基本条例	2016年
大田原市	大田原市中小企業・小規模企業の振興に関する条例	2017年
矢板市	矢板市中小企業及び小規模企業の振興に関する条例	2017年
那須烏山市	那須烏山市中小企業振興基本条例	2017年
野木町	野木町中小企業・小規模企業の振興に関する条例	2017年
高根沢町	高根沢町中小企業及び小規模企業の振興に関する条例	2017年
真岡市	真岡市中小企業・小規模企業の振興に関する条例	2018年
那須町	那須町中小企業・小規模企業の振興に関する条例	2018年

そこで、こうした中小企業振興条例を制定し或いは見直す際には、当然のことですが金太郎飴のような地方創生事業の焼き直しであってはいけないわけなので、地域ごとの特性や事情に基づきながらその地域に合った形で、実効性のある中小企業の振興を進めていくことが不可欠になります。そうした根拠となる中小企業振興条例をどのように作り上げていくのか、また制定後にそれをどのように有効活用していくのか、ということが問われることになりますが、

そのことに関して 5 点ほど提案をしたいと思います。

① 地域の実情に即した政策・施策とするために、先ず地域経済の実態調査とそれにもとづく分析を綿密に行い、地域経済の課題や可能性が何かを明らかにする必要がある。

観光でもそうですし、農業や製造業、医療や介護も含めて、それ以外にも地域の眠った資源といったものも含めてつぶさに調査分析をしながら、地域の特性と強みを活かして地域経済の課題や可能性を探っていくということが先ず求められます。

② 理念倒れにならないように、上記の調査結果にもとづいて、地域経済の将来像（ビジョン）と実現方策及び実施計画を定めることを明確にする。

理念や目的を明確にすることはとても重要なことですが、それを住民が理解し共有できなければ何の意味もありません。そのためには、みんなが共感し共有できる将来ビジョンを創り、それを実現するための実効性のある方策と計画を定め、具体的な取り組みとしてロードマップに落とし込んでいくことが必要になります。

③ 中小企業の持続可能な発展による地域経済の活性化に、自治体がどのような責任を持つべきかを条例の基本施策として明確にする。

単に中小企業振興の必要性を呼びかけたとか、或いはそうしたことを提起したとかいうだけに終わらせないで、自治体としての責任ある振興を継続的に推進することを明確にする必要があります。そのことを行政責任が伴う基本施策として示すことが重要です。また、行政責任という点では、自治体が発注者となる取引について低価格による調達を優先させ、相手企業における非正規などを多用した不当に低い人件費水準を見逃すべきではありません。こうした自治体との公正な商取引を担保する「公契約条例」などの制定も必要です。

④ 大企業、金融機関の役割と責任の明確化とともに、大学や住民の関わりについても明確にし、条例を活かしていくために必要な実効性のある協議機関の設置を明確にする。

大企業や金融機関については、責任を追及するだけではなくて、その責任ある役割を果たすよう促していくことが重要です。ちゃんとお金が回っていくために、中小企業との取引が対等な関係で行われ、地元優先の雇用や調達がなされるとともに、商談や販路のマッチングのほか、技術移転や人材育成についても責任ある対応を求めていくことが必要です。また、地域の大学や商工団体などとも連携し、各種の調査・分析や技術・商品開発や経営ノウハウの移転などを行う必要もあります。こうした観点から、関係機関や関係者が集まって情報を共有しながら実効性のある取り組みを協議する場（機関）を設けることにします。

⑤ 条例にもとづく具体的な取組みをチェックし、改善を勧告できる住民参加型の評価委員会を設ける。

条例を制定しても作りっ放しということではいけませんので、具体的な計画や取り組みの進捗状況をチェックし、その成果を評価しながら必要な見直しを行う必要があります。そして、評価のための評価に終わらせないためにも、自治体の役割が不十分であれば改善を勧告する、或いは商取引で地位を利用した不当な要求を中小企業にするような元請けに対しては是正指導や一定のペナルティ（社名の公表など）を行うことなども含めて、実効性のある仕組みを設けるということです。こうした仕組みを効果的に動かすことで、地域経済の循環可能な環境づくりを進めていく必要があると思います。

（本稿は、当日の講演録を基に事務局が編集した原稿に講演者が修正を加えて作成したものです。）